平成２８年（フ）第１５３号
青森県上北郡六ヶ所村大字泊字焼山100番地
村畑アパート２号室
債務者　山口　　希
1　決定年月日時　平成28年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第５３２２号
東京都文京区湯島３丁目33－９
破産者　田頭　将成
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９９３号
東京都町田市図師町409－17、開始決定時の住所東京都練馬区谷原２丁目２－22
破産者　久米田英則
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７４５号
東京都渋谷区神宮前４丁目１番17号
破産者　株式会社リビングスクエア
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５０号
東京都足立区西綾瀬２丁目19番10号
破産者　大誠商事株式会社
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０４０号
東京都港区赤坂１丁目４番６号　第一中田ビル、商業登記簿上の本店所在地東京都豊島区駒込１丁目３番15号
破産者　株式会社北絵
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５７２号
埼玉県草加市瀬崎２丁目36－30－311
破産者　青木　綾美
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６２６号
東京都国立市東２丁目13－23－501
破産者　高本　　憲
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６２９号
東京都中央区銀座１丁目20番14号　共同ビル銀座Ｎｏ．８
破産者　ＭＫビルド株式会社
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１００号
東京都大田区中馬込２丁目５－12－301
破産者　平野　進也
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１１１号
東京都北区滝野川２丁目30－２－404
破産者　宮内　　榮
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１１２号
東京都北区滝野川２丁目30－２－404
破産者　宮内　邦子
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１９９号
東京都江戸川区小松川４丁目101
破産者　佐藤　匡一
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２１５号
東京都荒川区南千住５丁目３－10
破産者　梶浦　隆悦
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２９０号
千葉県松戸市中金杉４丁目119－３
破産者　阿部　智樹
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２９４号
東京都新宿区北新宿３丁目31－10－107
破産者　深井　夏代
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３１７号
東京都目黒区下目黒１丁目６番３号
破産者　株式会社Ｃａｒｉｏｌｅ
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３２２号
東京都西東京市向台町２丁目13－34
破産者　北澤　照子
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３４０号
東京都杉並区方南１丁目30－６－605
破産者　小林希巳枝（旧姓伊藤）
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３５１号
埼玉県戸田市上戸田３丁目７－19－306
破産者　塩見　裕也
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３８４号
千葉県市川市富浜３丁目17番９号（プレジオ１－103号）、開始決定時の住所東京都世田谷区喜多見９丁目21－26　ガーデンプラザ弐番館101
破産者　五島　由恵
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部